

変動金利定期預金 商品説明書

商 品 名	変動金利定期預金	
	[単利型]	[複利型]
販 売 対 象	・法人および個人の方	・個人の方のみ
期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・定型方式 1年・2年・3年 ・満期日指定方式 1年超3年未満 ・定型方式の場合は、お預入時のお申出により自動継続（元金継続・元利金継続）の取扱いができます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・3年 ・お預入時のお申出により自動継続（元金継続・元利金継続）の取扱いができます。
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・1,000円以上 ・1円単位 	
払 出 方 法	・満期日以後に一括してお支払いします。	
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・変動金利（お預入後6ヵ月間はお預入時の店頭表示利率を適用し、お預入日から6ヵ月毎に当金庫が預入の際に提示する自由金利型定期預金（M）型の6ヵ月ものを指標金利とした利率設定方法により適用利率を変更します。） ・中間利払日（お預入日から満期日の前日までの間に到来するお預入日の6ヵ月毎の応答日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払利息は、お預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率 [利率を変更したときは変更後の利率] × 70%）により計算します。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6ヵ月毎の複利計算
税 金	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年1月1日からお受け取りになるお利息には「復興特別所得税」が追加課税されますので20.315%（所得税15.315% 住民税5%）の税金がかかります。ただし、マル優をご利用の場合は除きます。 ・法人のお利息は総合課税となります。 	
手 数 料	・なし	
付加できる 特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率） ・個人の方はマル優の取扱いができます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動継続扱いのものは「総合口座」の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率） ・マル優の取扱いができます。

<p>中途解約時の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、(別紙23ページ)「定期預金の中途解約利率一覧表」の変動金利定期預金のとおり支払います。 なお、中間払利息が支払われている場合は、中途解約利息との差額を清算します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、(別紙23ページ)「定期預金の中途解約利率一覧表」の変動金利定期預金のとおり支払います。
<p>金利情報の入手方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。 	
<p>苦情処理措置 紛争解決措置 について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、各営業店または営業推進部(9時～17時、電話：0120-160-455)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 ・滋賀弁護士会(電話：077-522-3238) ・東京弁護士会(電話：03-3581-0031) ・第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588) ・第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、営業推進部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申し出ください。 	
<p>その他参考と なるべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日またはご継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の対象預金です。 ・預金保険制度により当金庫の本支店に複数の預金がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。 	

(令和6年7月17日現在)